

返還  
不要

授業料以外の教育費を支援！

# 高校生等 奨学給付金 のご案内

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

特に「家計急変」に該当する場合は、事前に御準備をお願いします。

※所得など複数の要件があります。要件に該当する方のみ支給の対象です。

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。詳細を知りたい方や申請を希望する方は御相談ください。

## 家計急変の場合

どんな人が対象？

**入学日前に、離職などにより家計が急変した世帯**

**2** 詳しくは  
ページへ

## 通常の場合

どんな人が対象？

**生活保護(生業扶助)受給者、非課税世帯、高等学校等の専攻科に入学した低所得世帯及び多子世帯**

**3** 詳しくは  
ページへ



**問合せ先**

福岡県教育庁教育総務部財務課学校予算係

電話092-643-3866

# 家計急変の場合

## 申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、**在籍する学校を**経由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

## 提出書類

項目	書類
① 高校生等奨学給付金 (家計急変) 受給申請書	様式1 (その3-1)
② 家計が急変したことを証するもの※1	<p>&lt; 給与所得がある場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家計急変後の給与明細書 3ヶ月分 ※2</li> <li>○ 直近の賞与の明細書</li> </ul> <p>&lt; 自営業の場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家計急変後 3ヶ月分※2の月別の控除前所得、経費額が分かる書類</li> <li>○ 直近の確定申告書の写し</li> </ul> <p>&lt; 離職の場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離職証明書や雇用保険受給資格者証など 離職日が確認できる書類</li> </ul>
③ その他必要書類	<p>&lt; 全員提出が必要なもの &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出書類チェックリスト</li> <li>○ 令和7年度分課税証明書 ※源泉徴収票は不可</li> <li>○ 申立書</li> <li>○ 家庭調書</li> <li>○ 在学証明書 (様式2) ※在学する学校に提出し、証明を受けてください。</li> <li>○ 債権者登録申出書 (既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要)</li> </ul> <p>&lt; 該当者のみ提出が必要なもの &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委任状 (高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合)</li> </ul>

※1 保護者等全員分を提出してください。

※2 「3ヶ月分」には基準日を含む急変後3ヶ月分の書類

申請を希望する場合は、

**1 ページの問合せ先へ事前にご連絡**ください。

※新入生について、家計の急変による前倒し申請 (4～6月分) の支給を受けた場合も、本申請 (7～3月分) の支給を受けるためには、7月以降に再度申請をする必要があります。

申請受付期限

**2/27**

# 通常の場合

## 申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、**在籍する学校を**経由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

## 提出書類

項目	書類
① 高校生等奨学給付金受給申請書	様式1 (その2-1)
② 7月1日現在の世帯状況が分かる書類	<p>&lt;生活保護を受給されている場合&gt; ○7月1日現在、生活保護を受給していることが分かる書類※1</p> <p>&lt;生徒が高等学校等専攻科に通っている場合&gt; ○扶養親族申告書 (非課税世帯の場合又は記載する扶養親族が3人未満の場合は提出不要。)</p>
③ その他必要書類	<p>&lt;全員提出が必要なもの&gt; ○提出書類チェックリスト ○在学証明書 (様式2) ※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。 ○令和7年度分の課税証明書 ○債権者登録申出書 (既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要)</p> <p>&lt;該当者のみ提出が必要なもの&gt; ○委任状 (高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合)</p>

※1 生業扶助を受給していることが分かる書類

申請受付期限

**2/27**

申請を希望する場合は、

**1 ページの問合せ先へ事前にご連絡**ください。

※新入生について、通常の前倒し申請 (4~6月分) の支給を受けた場合も、本申請 (7~3月分) の支給を受けるためには、7月以降に再度申請をする必要があります。

# Q&A

## 高校生等奨学給付金 よくある質問

### Q1 離婚し、世帯収入が減少しましたが、申請できますか？

家計急変により世帯収入が減少していれば、申請は可能です。

ただし、所得の状況により、給付金が支給されない場合もあります。

### Q2 他の奨学金を受給していますが、併用はできますか？

高校生等奨学給付金は他の奨学金との併用を認めています。

しかし、併用先の奨学金制度が併用を認めていないことがありますので、併用先の奨学金制度を十分確認してください。

### Q3 給付金は、全額振り込まれますか？

学校にお支払いいただく校納金がある場合には、校納金を差し引いた金額が振り込まれることがあります。

ご理解いただきますようお願いいたします。

### Q4 申請書はどこでもらえますか？

福岡県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/site/kyouiku/syougakukyuuuhukin.html>) からダウンロードしてご利用ください。ご自宅のインターネット環境が整っていない場合は、1ページに記載の問合せ先までご連絡ください。

### Q5 前倒し申請をしたら、本申請は不要ですか？

前倒し申請（4～6月分）が認定された場合でも、本申請（7～3月分）は必要です。

### Q6 どこに提出すればいいですか？

在籍する学校を經由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。